

【資料⑤】

「配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項」 (一部抜粋)

1 配偶者暴力（DV）加害者プログラムとは

加害者プログラム：被害者支援の一環として、加害者に働きかけことで加害者に自らの暴力の責任を自覚させるプログラム

2 背景

- (1) 配偶者暴力防止法において、加害者更生の指導方法等の調査研究の推進について、国・地方公共団体の努力義務を規定（第25条）。
- (2) 児童福祉法等の一部改正法（令和元年）において、加害者の地域社会における更生指導・支援の在り方に係る検討等を規定（附則）。
- (3) 内閣府では、これまでの調査研究事業の結果等（※）も踏まえ、令和2年度から、複数の地方公共団体の協力を得て、加害者プログラムを試行的に実施しつつ、プログラム実施の際の留意事項について検討する調査研究事業を実施。

※ これまでの調査研究事業による指摘等

- 加害者プログラムを被害者支援の一つのツールとして捉え、包括的視点で検討することが必要。
- 現行の被害者支援体制は、加害者の元を離れざるを得ない状況に追い込まれた被害者を対象とする支援が中心。加害者が行動を変えることによって暴力がない生活を実現したいと考える被害者に対し、具体的な支援策がない。
- 加害者プログラムの介在により、加害者と同居する被害者の安全・安心の確保を図ることが可能な場合もある。

（配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業報告書（平成28年3月））

[令和2～4年度の試行実施について]

- 令和2年度は広島県、令和3年度は広島県、熊本県、長崎県で試行的にDV加害者プログラムを実施。
- 試行実施に参加した地方公共団体や関係機関へのヒアリング調査、有識者等による検討を踏まえ、令和4年5月、「試行のための留意事項」を作成・公表。
- 令和4年度は、上記の経緯を踏まえ、東京都、大阪市で追加的な試行実施を行い、その成果等をもとに「試行のための留意事項」について必要な修正・追記等を検討し、「実施のための留意事項」を作成。

3 作成目的

地方公共団体がDV被害者支援施策の一環として加害者プログラムを実施するに当たり留意すべき事項を示す。

4 「実施のための留意事項」の概要

(1) プログラムの位置付け

① 目的

被害者支援の一環として、加害者に働きかけることにより

- ・被害者の安全を確実なものにする。
- ・加害者が自身の加害責任を自覚する。
- ・加害者の認知・行動変容を起こす。

※到達目標であり、プログラム参加が目標達成を保証するものではない。

② 対象とする者

パートナーに対しDVを行った者で、自らが変わることに対する動機付けを持つ者（任意参加の方式）

③ 実施する際に認識すべきリスク

- ・加害者に利用されるリスク
- ・被害者に起こり得るリスク（被害者の安全確保に十分注意し、必要に応じ、受講中止や、被害者に一時保護等を勧奨するなどの必要性を判断する）

(2) 実施体制

地方公共団体が加害者プログラムに取り組む際、「プログラム実施団体への委託」「プログラム実施団体への助成金又は補助金の支給」「地方公共団体自らによるプログラムの実施」のいずれかの実施方法が考えられる。

(3) プログラムの運営

① プログラムの内容

令和4年度の試行実施に関わった各民間団体において行われたプログラムに共通することは、DVが何かを深く知ること、DVによってパートナー（被害者）や子がどのような影響を受けるのか、暴力のない関係や相手を尊重するとは具体的にどのようなことなのか、さらには、再発防止について考えさせ、加害者にグループで話す機会と他の加害者の話を聞く機会を与えることである。

【資料⑤】

② 回数

体系的なプログラムの場合、1クール当たりの回数を定めることが多い。令和3～4年度試行実施では、13回～18回程度を1クールとしてプログラムが行われた。プログラム終了後も加害者の状況によっては次クールへの継続的な参加を促す場合もある。

③ 実施方法（対面形式、オンライン形式）

④ 人員体制

役職	役割	目安人数
ファシリテーター	・プログラムの進行	2～3名
コ・ファシリテーター	・ファシリテーターを補完する形でプログラムを進行	1～2名
書記	・プログラムの議事録作成 ・プログラム中の参加者（加害者）の発言、様子等を記録	1～2名
加害者コンタクト担当者	・プログラム実施期間中に参加者（加害者）から連絡を受ける窓口となる	1～2名
パートナーコンタクト担当者 (被害者支援団体や配慮センターが担当者にならない場合)	・パートナー（被害者）の面談実施 ・プログラム参加者（加害者）の暴力が発生した際のパートナーからの連絡窓口を担う ・被害者から相談があった場合、被害者の身の危険を検知した場合は地方公共団体に情報を共有する ・被害者が支援機関とつながりを持つための案内をする	1～2名
事務	・実施団体の会計管理や会場の予約	1～2名

⑤ 参加者

上記④の体制では、1グループ8名程度を想定

5 今後の取組

「実施のための留意事項」を各都道府県等に配布。地方公共団体の担当者や民間団体の関係者等に対し、加害者プログラムに関する理解の促進を図り、各地域における実施を推進する。

- 各地域における実施状況等を踏まえ、全国的な展開に向けた取組を進める。